

**「新型コロナウイルス感染症対策業務従事者派遣等業務」
に係る公募型企画競争 提案説明書**

1 業務の名称

新型コロナウイルス感染症対策業務従事者派遣等業務

2 業務の目的

札幌市（以下「本市」という。）は、新型コロナウイルス感染症の総合対策として「札幌市感染症対策本部医療対策室」（以下「医療対策室」という。）を設置し、市民の安全・安心の確保に向け、感染症の拡大防止対策を行っている。

医療対策室内の業務は膨大かつ多岐にわたっており、保健所職員だけでは対応しきれないことから、全庁的に100名以上の職員の応援を求めているが、このような庁内応援を長期継続することは困難な状況であることから、持続可能な体制構築や、医療対策室内の業務効率を一層向上させるためにも、早期に改善する必要がある。

そこで本業務では、本市の医療対策室内の業務に対して、一部の従事者を派遣により確保することとし、もって保健所職員・市職員が実施すべき業務に専念できる体制を構築しながら、長期持続的な体制を整えることを目的とする。

当該派遣の実施にあたっては、各班の業務の把握・分析に基づき、効率的・効果的かつ持続可能な業務遂行を実現する具体策を提案するものとする。

3 業務の内容

仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

5 予算規模（契約限度額）

(1) 別添仕様書中「4(1) 労働者派遣業務」部分については、単価契約に基づいて派遣労働者の労働時間数に応じた実績により支払うものとする。

(2) 上記(1)を除いた業務の予算規模（契約限度額）は28,898,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定金額ではありません。

6 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、次に掲げる(1)～(7)の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可を受けた者であること。
- (2) 本公募型企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (5) 次のア～オに掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (6) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。
- (7) 札幌市内に事業所を有していること。

7 企画提案を求める事項

- (1) 業務を進めるにあたっての方針及び体制
- (2) 別添仕様書中、「4(1) 労働者派遣業務」に関する具体的な提案
特に、概ね 60 人工に相当する業務を段階的に市職員から派遣職員へ切り替え

る想定に対しての具体的な手法の提案のほか、作業スケジュール、派遣職員の労務管理方法、セキュリティ対策など。

(3) 別添仕様書中、「4(2) 労働者派遣等に係る業務改善等支援業務」に関する具体的な提案

特に、当該業務の推進にあたって活用する受託者のスキルのほか、当該業務を遂行するにあたっての着眼点や手法など。

(4) その他、別添仕様書中、「4 業務内容」に記載の項目以外に提案者が必要と考える独自提案があればその内容

(5) 参考見積書

8 参加の手続

(1) 日程

令和2年10月19日(月)	企画提案の公募開始(告示)
令和2年10月23日(金)17時	質問書の提出期限
令和2年10月27日(火)17時	参加申込書の提出期限
令和2年10月28日(水)17時	企画提案書等の提出期限
令和2年10月29日(木)※予定	企画選定会(書面審査)
令和2年10月29日(木)※予定	選定結果通知
令和2年11月2日(月)※予定	契約締結

(2) 質問

ア 質問方法

企画提案書等の記載方法等について質問がある場合は、「質問書」(様式1)を、令和2年10月23日(金)17時までに電子メールで送信する。

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は、質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。(質問を行った事業者名等は公表しない。)

ウ 送信先の電子メールアドレス

renrakuchousei_han@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「【事業者名】「新型コロナウイルス感染症対策業務従事者派遣等業務」質問書」とする。

(3) 参加の申し込み

ア 申し込み方法

本公募型企画競争への参加を申し込む事業者は、「参加申込書」(様式2)を、令和2年10月27日(火)17時までに電子メールで送信する。

なお、「6 参加資格要件」に基づき審査を行い、各事業者に審査結果を通知する。

イ 送信先の電子メールアドレス

renrakuchousei_han@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「【事業者名】「新型コロナウイルス感染症対策業務従事者派遣等業務」参加申込書」とする。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

次のイに掲げる必要書類を、令和2年10月28日（水）17時までに、札幌市保健福祉局保健所（札幌市感染症対策本部医療対策室 連絡調整班）へ事前に電話連絡の上、持参により提出すること。なお、郵送、電子メール、FAXでは受付しない。

イ 必要書類

- ・企画提案書提出書（様式3）正本1部
- ・企画提案者概要（様式4）正本1部、副本9部
- ・企画提案書（様式任意、A4、両面）正本1部、副本9部
- ・参考見積書（様式任意、A4、両面）正本1部、副本9部

ウ 作成に係る留意事項

ステープラは使用せず、ダブルクリップで留めること。また、特別な製本もしないこと。

(5) その他の留意事項

ア 企画提案書等の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

イ 企画提案書等の撤回、修正、再提出は認めない。（軽微な修正は除く。）

ウ 企画提案書等に虚偽の記載があった場合は失格とする。

エ 企画提案書等は返却しない。

オ 同一事業者からの複数の企画提案書等の提出は認めない。

カ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、持参により「辞退届」（様式任意）を提出する。

キ 参加申込書を提出した事業者が期限までに企画提案書等を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

9 企画の選定

(1) 概要

企画提案内容について、新型コロナウイルス感染症対策業務従事者派遣等業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が企画選定会において審査し、総合的に最も優れていると判断される企画提案者を契約候補者として選定する。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、プレゼンテーション等は実施せず、書面審査とする。

(2) 企画選定会の開催日

令和2年10月29日（木）

※状況により変更の可能性あり。

(3) 選定方法

ア 実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とし、最も点数の高い企画提案者を契約候補者として選定する。ただし、最低基準点を満点の6割とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。

イ 企画提案者が1者であっても、最低基準点（満点の6割）以上のときは、契約候補者として選定する。

ウ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(4) 結果の通知

企画選定の結果について、全ての企画提案者に対し、後日、文書で通知する。

10 契約の締結

企画選定会において選定された事業者と別途随意契約を行う。

なお、具体的な契約内容は、選定後に本市との交渉を通じて決定する。

11 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出機関、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式で定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

12 参加資格等についての申し立て

本公募型企画競争において、参加資格を満たさない等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

13 評価についての申し立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

14 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各企画提案者に所属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著

作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

- (4) 企画提案の利用について、第三者から利害侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本公募型企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

15 企画提案書等提出・問い合わせ先

〒060-0042

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 5階

札幌市保健福祉局保健所（札幌市感染症対策本部医療対策室 連絡調整班）

担当：工藤

電話：011-676-3625

E-mail: renrakuchousei_han@city.sapporo.jp